いつも新しい流れがある 市川

令和８年１０月２７日

報道関係者　各位

市川市 総務部長
吉田　一弘

# 職員の処分について

地方公務員法に基づき、下記のとおり職員の処分を行いましたので報告します。

記

１．年次休暇の不適正処理及び第一庁舎地下駐車場の不正利用について

(1) 処分の理由

令和７年４月から令和８年４月までの間、勤怠管理システムにおいて、事前に年次休暇を請求することなく退勤し、翌日後、実際の退勤時刻とは異なる通常の勤務時間終了時刻に退勤したと申請して、勤務を欠くとともに、給与を不正受給したほか、日を単位とする年次休暇の請求に際し、通常の勤務時間である７時間４５分の時間単位で請求して、時間単位の年次休暇を日単位に換算する場合の８時間との差１５分を後日取得できるようにする不適正な事務処理を複数回行った。

また、令和８年３月から５月までの間、市川市役所第１庁舎地下駐車場に通勤に用いた車両を駐車し、同車両を出庫する際、不正に市役所利用者についてのみ実施している駐車料金の無料処理をさせて、複数回、駐車料金の支払を免れた。

(2) 被処分者

スポーツ部　主任級（３０歳代）

(3) 処分内容

停職１月

(4) 処分年月日

令和８年１０月２７日

(5) 処分の根拠法令

地方公務員法第２９条第１項第１号、第２号及び第３号

２．市のコメント

全体の奉仕者である職員が、このような事案を起こしたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことが起こらないよう服務規律の遵守を徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

【本件に関する問い合わせ先】
総務部 人事課長　吉成　悟
047-712-8573（直通）